

## ○松山自動車道（伊予 I C～大洲 I C）における消防・救急業務等に関する覚書

伊予消防等事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）と日本道路公団四国支社（以下「公団」という。）とは、松山自動車道伊予インターチェンジから大洲インターチェンジまでの区間のうち、各消防本部が担当する区間（以下「高速道路」という。）における消防・救急業務（以下「救急業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次のとおり覚書を交換する。

### 記

- 1 消防本部は、高速道路において発生した救急業務等を行うものとする。
- 2 公団は、消防本部に出動を要請するにあたって、事故の状況、位置等救急業務等に必要な情報を提供するものとする。
- 3 公団は、消防本部の消防隊又は救急隊が出動する場合、高速道路の通行施設の用について積極的に協力するとともに、事故現場において迅速的確な交通規制、交通の整理に努め、消防隊又は救急隊の誘導を行い、救急業務等の実施に協力するものとする。
- 4 消防本部及び公団は、高速道路における救急業務等の実施について必要な情報の交換を相互に行うものとする。
- 5 この覚書によるほか、高速道路における救急業務等の実施について必要あるときは、その都度協議の上決定するものとする。
- 6 この覚書は、平成12年7月28日から実施する。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

平成12年6月12日

伊予消防等事務組合消防本部消防長

大洲地区広域消防事務組合消防本部消防長

日本道路公団四国支社営業部長